

交企発第103号
平成3年3月28日

一部改正

平成17年12月15日 務第1776号
平成18年2月24日 務第211号
平成21年3月18日 交企第270号
平成23年4月1日 務第304号

各部(室)課(隊)長
各 参 事 官 殿
警 察 学 校 長
各 警 察 署 長

岐阜県警察本部長

岐阜県警察交通安全教育班の運用要領の制定について（例規通達）

最近の当県における交通事故の状況は、運転免許人口や車両保有台数の増加に伴う交通の量的増加のほか、県民のレジャー時間の拡大、生活形態の夜型化の進展など、交通の質的变化の影響等もあって、特に交通事故死者は、昭和63年以降連続して年間死者200人を突破し、第一次交通戦争の時代と言われる昭和40年代半ばへの反転現象を見せている誠に厳しい情勢下にある。

このような情勢に対応していくには、対象に応じた交通安全教育をきめ細かに実施して交通安全意識の普及徹底を図る必要があるところから、交通部交通企画課に交通安全教育班を設置して、県下の各地域や職場を巡回させ、交通安全教育を受ける機会の少ない子供、高齢者、主婦、事業所従業員等に対し、実地に交通安全教育を実施することとし、この度、別添のとおり、「岐阜県警察交通安全教育班の運用要領」を制定し、平成3年4月1日から運用することとしたので、その実効を期されたい。

別 添

岐阜県警察交通安全教育班の運用要領

第1 趣旨

この要領は、岐阜県警察交通安全教育班の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 交通安全教育班の配置及び体制

- 1 交通安全教育班（以下「教育班」という。）を、交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）に配置する。
- 2 交通安全教育班員（以下「教育班員」という。）は、交通安全教育専門職をもって充て、うち1人を班長とする。
- 3 班長は、班員を指揮統率して交通安全教育を推進する。

第3 任用等

1 任用等の根拠

教育班員の任命、解任、報酬その他の勤務条件は、岐阜県警察各種非常勤専門職設置要綱（昭和52年3月14日付け務発第99号ほか）の定めるところによる。

2 任用の要件

教育班員は、原則として警察職員（臨時的任用職員、非常勤専門職員及び雇員を含む。）としての勤務経歴を有し、人格円満で普通免許以上の自動車運転免許証を有する者とする。ただし、臨時的任用職員、非常勤専門職員及び雇員であった場合は、警察の主催する講話等を実施した経験を有する者とする。

3 班長の指定

教育班の班長は、警察職員退職前の階級が現に警部補（相当職を含む。）以上であった者とし、交通企画課長が指定するものとする。

第4 職務及び運用

1 教育班員は、交通企画課長の命を受け、次に掲げる職務に従事するものとする。

- (1) 高齢者等に対する歩行、自転車利用等に関する実技指導及び安全講話
- (2) 高齢運転者等に対する運転適性診断及び診断結果に基づく指導助言
- (3) 高齢者の交通安全教育（事故抑止対策を含む。）に関する情報収集及び分析等
- (4) その他交通企画課長の特命に関する事項

2 警察署長は、交通安全巡回教育の開催要望を、その都度、交通安全巡回教育開催申請書（別記様式1）により交通企画課長に申請するものとする。

3 警察署長は、高齢者交通安全大学校等高齢者が参加する各種行事に教育班を要請するように配慮するものとし、交通安全教育の開催に当たっては、可能な限り署員を補助させるとともに、市町村の指導員、交通安全協会等交通安全ボランティアの参加が得られるよう配慮すること。

第5 交通安全巡回教育の実施要領等

1 実施区域

教育班が巡回教育する地域は県下全域とする。

2 実施対象

教育班が行う交通安全教育の実施対象は、年齢・性別等を問わないが、主として高齢者及び子供とする。

3 教育内容

教育班が行う交通安全教育の内容は、別表「交通安全教育班の教養等に関する基準」に定めるところによる。

4 教育方法

交通安全教育に当たっては、対象に応じ、最近の交通事故発生状況や交通安全教育指針に基づいた交通事故防止対策についての講義又はビデオの上映等を実施するとともに、幼児等にはグラウンド等で実技指導を実施するものとする。

また、運転適性検査は、原則として運転免許保有者で検査を希望する者について実施し、検査結果に基づき指導助言を行うものとする。

なお、交通安全教育の教育時間は、原則として、1回当たり120分以内とする。

第6 勤務時間割

教育班の勤務時間割は、交通企画課長が別に定めるものとする。

第7 研修等

1 交通企画課長は、交通安全教育の内容及び技術を向上させるため、常に教育班員の研修、新しい手法の導入による内容の充実に努めなければならない。

2 教育班員は、常に道路交通法、交通の方法に関する教則等を研究するとともに、交通安全教育の内容及び技術について研さんしなければならない。

第8 勤務結果の記録

教育班は、勤務状況、交通安全教育の活動状況等について勤務日誌（別記様式2）にその状況を記録し、交通企画課長に報告しなければならない。

第9 報告

交通企画課長は、教育班の実施した交通安全巡回教育の実施状況を1か月ごとに交通安全巡回教育実施結果報告書（別記様式3）により警察本部長に報告するものとする。

附 則（平成3年3月28日付け交企発第103号）

この要領は、平成3年4月1日から運用する。

附 則（平成17年12月15日付け務第1776号）

この要領は、平成18年1月1日から運用する。

附 則（平成18年2月24日付け務第211号）

この要領は、平成18年4月1日から運用する。

附 則（平成21年3月18日付け交企第270号）

この要領は、平成21年4月1日から運用する。

附 則（平成23年4月1日付け務第304号）

この要領は、平成23年4月1日から運用する。